



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝政ロシアにおける労働契約規制:資本主義ロシアにおける労働市場(補遺)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 17(3), 1-33
Issue Date	1967-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31165
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(3)_P1-33.pdf



帝政ロシアにおける労働契約規制

—— 資本主義ロシアにおける労働市場（補遺） ——

荒 又 重 雄

- I ま え が き
- II 1861年法の内容
- III 鉄道建設工事現場騒動の分析
- IV 1861年法の意義
- V 1886年法の意義と内容
- VI む す び

I ま え が き

ロシアにおける自由な賃労働の形成史を考察する場合、その直接的な先行形態をなすものとして、国有地農民および地主領貢租農民が近在のあるいは遠方の工場ないし建設工事現場に出かけて行なう「自由雇傭」労働がとくに重要な位置をしめる。このことは農奴制マニユファクチュアが、とくにその中の商人マニユファクチュアを中心にして、次第に資本主義的マニユファクチュアに変質してゆく過程において、その基本的な内容の一つが、労働力構成における工場に緊縛された隷属労働者と自由な契約関係にある「自由雇傭労働者」との比率の変化、後者による前者の克服にあったこと、1861年の改革は隷属労働者を解放し、「自由雇傭」労働を支配的なものたらしめたこと⁽¹⁾、を想起するならば明らかである。

「自由雇傭労働者」は、工場、マニユファクチュア、建設工事現場にあっては一応自由な契約関係にあることが多かったとはいえ、農民としては、改革前については論議の余地なく農奴をその本質とするものであり、改革後についても、一時的義務負担農民として、あるいは高額の買戻し金をとりたて

られる共同体農民として存在していたのであり、少くとも農奴制的遺制を色こく帯びたものであった。このような「自由雇傭労働者」の二つの側面は、相互に矛盾する側面であるとともに相互に浸透しあう側面であったと考えられねばならない。

改革前における「自由雇傭」労働の法的規制は、1835年公布された「工場の施設の主人とそこに雇傭されて働く人足との関係に関する」法令からうかがわれる⁽²⁾。これは、「近代的雇傭関係」を規定したもののとも、「農奴制的工場立法」とも評価されている⁽³⁾が、内容は第1に、上司あるいは領主から旅券によって賜暇期間をえた農民は、その期間内であれば自由に工場に雇傭されることを許されるが、一たび雇傭契約を結んだ以上は、その契約期間満了前に工場ないし仕事場をはなれること許されず、契約以上の追加支給を要求することも許されない、第2に、上司あるいは領主は、旅券による賜暇を与えるか与えないかを決定する権利を有するわけであるが、一たび許してそれにもとづいて契約が結ばれた以上は、契約期間の終了以前に呼びもどすことはできない、第3に、工場主あるいは事業主は、契約期間内は被傭者を働かせる権利をもつが、期間満了前に解雇する場合には、労働者がその義務を果たさないこと、素行が不良なることの理由がなくてはならず、さらに2週間前に予告する義務がある、というものである⁽⁴⁾。こうしてみたかぎりでは、ロシア帝国において18世紀をつうじてみられた農奴労働力の確保をめぐる商人と貴族との抗争の最後の一こまという側面をもつことも争えないことと思われる。「自由雇傭労働」としての賃労働は、農奴制度の割れ目に咲いた花である。

ひきつづいて公布されている1836年の船主と労働者の関係を規制する法令、および、1838年のシベリヤ金坑の労働関係を規制する法令は、ともに労働者と雇主との間の関係についてより立ち入った規定を与えていた。ここでは、旅券を雇主の手もとに保管すること、連帯責任制を導入することなど、労働者を雇主に従属させる規定が与えられる一方、雇傭期間を一年に制限すること、一年分の給与以上の前借金を与えないことなど、労働者が雇主にの

み限度をこえて従属することを制限する規定もあった⁽⁵⁾。

本稿はこの系列の中で、1861年の主として鉄道建設労働者をめぐる立法と1886年の主として農業労働者をめぐる立法をとり上げ、自由な賃労働の形成史の観点から若干の考察を加える。

II 1861年法の内容

1861年の立法とは、正確には、1861年3月31日に3年間の臨時的なものとしてツアーリの裁可をうけた「国家的作業のための労働者雇傭に関する臨時規則 (Временные правила о найме рабочих для казенных, общественных или государственных работ)」である。1860年、ツアリーツイン附近のボルガ・ドン鉄道建設工事現場で、大規模な労働者騒擾が発生した。ドン軍管区で発生した事件であったため、陸軍大臣スホザネト (Н. О. Сухозанет) が1860年8月4日閣議に報告し、8月9日の閣議が、「ボルガ・ドン鉄道において発生したのと同種の騒擾を予防するための方策案を作成すること」を内務大臣および憲兵・諜報部長官、法務大臣、国有財産大臣に委任し、その結果で上がった法案が閣議で承認された上でツアーリに裁可されるはこびとなったものである。3年間の臨時的なものとして裁可されたとはいえ、これは一般的規則として審議されたのであった⁽⁶⁾。

その大凡の内容は次のごとくであった⁽⁷⁾。すなわち、1861年法は、あらゆる身分出身の労働者の雇傭に適用さるべき民事訴訟手続法の領域を規定していた(第1条)。

第1章は「労働者の雇傭一般 (О найме рабочих вообще)」とあって、雇傭の一般的条件についてのべられる。まず、雇傭とはアルテリ雇傭 (артельный наем) と個人雇傭 (одиночный наем) との二つであるとされる(第2条)。アルテリは、オープンシチナの原理にもとづいて選出された長老 (старшина) およびその助力者たちを先頭に、相互の同意によって (по взаимному соглашению) 結合した100人以下の数の労働者たちより成る(第3、4条)。アルテリ雇傭の条件は契約書 (Контракт) の中に記録され、

個人雇傭は確定された様式の賃金支払手帳に記録される。

1861年法は雇主に対し、労働者たちに公正で温和な態度であたるよう、労働者たちの不平不満を辛棒づよく注意深くきいてやるよう要望していた。請負人 (подрядник) は労働者たちに住居と食事と医療を保障し、労働者たちに対する貨幣および物品の支給を契約条件どおり正確に行なわなくてはならない。同じことは、手代、監督、職長など (приказчик, десятник, нарядник) の下請人や現場監督にも義務づけられた。この要望が実行されないときには、10руб. 以下の罰金または現場責任者の解雇が考慮されていた(第47—51条, 第69条)。賃金が遅配された場合には、契約にとくべつのとりきめがないかぎり、1 руб. 1ヶ月につき手取り 1 коп. の延滞利子が支払われなくてはならない。

請負人は雇傭にあたって支払総額 (наемная плата) の半分をこえない額の手付金 (задаток) を渡し、それを雇傭期間の終りまでの間に労働者の賃金から控除する権利をみとめられた。しかし、労働者の賃金はあらゆるものを引き去ったのちに、帰路の費用を考慮して、1日 20коп. 以下になることはゆるされない。

請負人は、労働者に引渡し、賃金支払手帳に記入された道具であっても、運送費を支払う義務がある。一方、請負人は、ぞんざいな取扱いによりあるいは故意に破壊された、および労働者の責により紛失した道具の価値を、契約の条件にしたがって労働者の賃金から取立てる権利をもった。

請負人およびその代理人は、労働者がのぞむときには、役所で賃金支払手帳の監査を受けなくてはならない。ただし、必ず、作業のおこなわれていない日曜とか祭日とかでなくてはならない。支払が完了すると、手帳は支払済と表書きされて労働者に返却される。

契約書の中に、あるいは賃金支払手帳の中に特別の条件が規定されていない場合には、労働日と課業 (урок) の大いさは1843年2月4日付の建設工事規準にもとづいて定められる。規準を超える課業 (сверхурочные работы) も、特別の報酬をつければ許された。ある作業現場から他の作業現場への移

動は労働日に算入される。契約の中に別の条件が定められておらずに、雨天の日も労働日とみなされた。上司 (начальник) の指図によって、あるいは請負人の意志あるいは責によって、あるいは何らかの特別の災害によって作業が遂行されなかった日も、同じく労働日とみなされた。労働者が作業に入った日をもって作業の開始とみなされる。たとえ請負人が作業の開始以前に労働者に手付金を渡したり、作業地への旅費として食糧や貨幣を渡したとしても、雇傭された日をもって作業の開始とはみとめない。日曜・祭日の作業は、契約書の中に特別に約定した支払がなされれば許される。作業現場を変更するために労働者が移動するさいの基準として、一昼夜25ヴェルスタ以内、3日経過するごとに4日目は休息日とすることとされた(第27条第31条)。

労働者は契約条件に違反すると懲戒される。作業忌避、怠惰、酔行に対しては罰金をかけられる。くり返す怠惰や飲酒に対して、請負人は、その日までの賃金を清算して労働者を解雇する権利を与えられていたが、そのさい、地元行政機関と警察との同意を必要とした。個々人で雇われて働いている労働者は、課業の未達成に対し賃金控除をうける。勝手に作業を離れた労働者は、強制的に作業地に送りかえされ、懲戒されるのみならず、近くの郡裁判所の判決によって 5руб. の罰金を課せられる。手付金をうけとっておりながら作業地にあらわれなかった個人雇傭の労働者も、同様に懲戒と手付金返還を要求された。

労働者の旅券 (паспорт и билет) は契約条項が遂行されるまで請負人の手もとに保管されることとされた。請負人は、作業が完全に終了したのち3日以内に、賃金を清算し、労働者に旅券をもたせてひまを出すよう義務づけられた。請負人が暴力的に旅券を保持しつづけるときは罰金によって処罰された(第69条)。契約は双方同意の場合にのみ任意の時期に破棄されえたが、労働者が勝手に作業を離れること、および請負人、手代、現場監督が専断で契約を破棄することは、処罰をもって禁止された。すなわち契約の牢固性の原則 (принцип нерушимости договора) である。

契約条項のいずれかの不正確な (неточное или неправильное) 理解や適用からおこる請負人と労働者とのあいだの抗争をもって、小紛争 (мелкие споры) という規定が与えられた。小紛争を調停するために仲裁者がたてられた。それはまず、警察本署のメンバーであり、工事の施工者 (производители работ) であり、建設管区長 (начальники строительных дистанций) であった。彼らは、抗争している双方に追加的契約条項を締結させるよう努力しなくてはならない。これが不成功に終わったときには、上級法廷に上告することなく、三級裁判所 (третейский суд) で良心にしたがって紛争を解決しなくてはならない。この方策をとってもなお請負人あるいは労働者が同意しないときは、仲裁者はこれを作業現場にもっとも近い郡裁判所にもちこむ権利を有した。郡裁判所は、事件を遅怠なく解決するよう義務づけられた。

労働者1000人以上を擁するあらゆる国家的作業 (казенные, общественные или государственные работы) には、憲兵長官、交通省、および内務大臣の合意のもとに、特別警察本署が設立される。この警察署の費用は、建設作業への支出予算の中でまかなわれる。労働者1000人以下の中程度の工事区における警察的監督は、工事施行者あるいは管区長 (начальник дистанции) によって遂行され、地元の都市警察、農村警察は、いち早くなされる通報にしたがい、可能なる合法的協力を申し出るものとする。最大量の労働者を擁するがごとき建設工事区にあっては、監督は農村警察自身によってなされるものとされた。

III 鉄道建設工事現場騒動の分析

以上のごとき内容をもつ1861年法の意義を理解するために、ロシアにおける鉄道建設の状態と其中でおこった労働者の騒擾をふりかえって吟味してみよう。

ロシアにおける鉄道建設は、1835年法ののちにはじまっている。ペテルブルグ・ツアーリスコエセロ・パヴロフスク間の25ヴェルスタは1836年に計画

され1838年に開通した。ペテルブルグ・モスクワ間の610 ヴエルスタは1843年に敷設開始され、1851年に完成した。つづいて1851年にはペテルブルグ・ワルシャワ間の建設が計画されることになる⁽⁸⁾。

建設工場は最初、国家の直接的事業としておこなわれた。1836年～1838年の経験をもとにしてつくられたものと考えられる「建設工事規準（урочное положение）」が、1843年2月4日に公布されているが、これはペテルブルグ・モスクワ間の鉄道建設工事の開始と期を一にしている。その規準はかなりの細目にわたったものと思われる。第1条第2項には、毎日作業が継続するように人間の肉体力を利用せよ、とあり、第36条には、堀り出した土を運搬する自由雇傭労務者の作業は、荷車（Тележка）利用で6プードづつとあった⁽⁹⁾。

建設工事は、しかしながら次第に民間会社にゆだねられてゆき、1857年1月の勅令をもってロシア中央鉄道会社（Главное Общество русских железных дорог）が設立されるや、1880年代に入るまでこの国会会社を中心に建設が進められた⁽¹⁰⁾。

次に、ロシアにおける鉄道建設開始より、1861年法の公布にいたるまでの間に起こった、鉄道建設工事現場における労働者の騒擾の事例を、パンクラートワ編の資料集の中からひろって吟味を加えてみよう。

〔事例Ⅰ。1843—1844年、ペテルブルグ・モスクワ鉄道建設工事現場〕

1843年11月15日、早朝ポリスッカヤ郷の国有地農民1500人が日雇作業に登録してもらいたいと希望して集合した。領地管理人にしてすなわち請負人たるコルフ（барон Корф）の指示をうけた監督のザスルスキー（Засурский）が、今後日雇仕事の単価は引き下げられるであろうが、それでも希望するのはこれまでの賃金清算をするからのこるように、その他のものは仕事にとりかかるように、といったところ、農民は解散せず、ザスルスキーは憤った1人の農民によってなぐられた。国有地ノヴゴロド庁管理人のコルフはペテルブルグ・モスクワ鉄道北部管区長メリニコフ（П. П. Мельников）と相談し、暴力をふるったものは処罰しなくてはならない、農民を雇傭するさい

約定した賃金額は、監督の専断で変更しないようにすべきだと反省した⁽¹¹⁾。

建設工事は、ツアー専制の行政組織をつうじて行なわれている。農民は自由で労働強度小さくおそらく高価な日雇労働を指向し、建設工事責任者の側には経費削減の志向がみとめられる。契約内容を長期に固定させることが、矛盾の解決のために考慮されている。

1844年8月21日にペテルブルグ・モスクワ鉄道警察本署長の報告しているところによると、建設工事場からの逃亡がたえず発生していた模様である。逃亡者たちは、締約した契約書 (Контракт) にしたがって義務を遂行させられるべく、発見され次第、地方役所 (Местное начальство) により、あるいは直接に内務大臣の指示により、工事現場におくりかえされている⁽¹²⁾。

1844年10月なかば、11月1日の作業終了期日をまえにして課業作業 (Упрочная работа) に従事していた農民のなかに動揺がおこった。欠勤日、病欠日、前借金の控除、手当所 (Лазарет) の費用、課業の未達成による控除のため、賃金清算をすると、冬にむかっての衣服を購入する金はおろか、帰郷の費用もなく、かえつて借財がのこるという事態になったためである。農民たちは代表290人をもってペテルブルグの国有財産省へ、11人をもってガツチナのツアー宮殿へ陳情に出かけようとした。警察・憲兵が事態をおさめるために介入した。11月1日、最終的な清算がおこなわれ、結局、農民は負債をせおったまま解雇された。

国有財産省から派遣された官吏は、農民の不満を聴取し、(1)彼らの多くは土の量の測定できないような作業についたにもかかわらず控除をうけた、(2)若干のものは賃金手帳 (рабочая книжка) に欠勤や病欠の日を不公正に記入されていた、(3)清算の公示がなされなかったことが不満の原因であるとした。

これに対し、技術当局 (инженерное начальство) 及び警察本署とともに事件の解決にあたった憲兵大佐ヴィトコフスキー (Витковский) は、事態の解決にあたって自分たちは、請負人の事務所に支払を変更させる権利を持たなかったし、とくに警察本署が作業の量および質に関する問題に介入するこ

とはできなかった、その他の問題は根拠がはっきりしているときは解決され
たし、清算が公示されなかったというのは正しくない、農民は手帳をよみ上げ
るのを聞こうとしなかったのである、と憲兵隊長ドベリト (Л. В. Дубельт)
に報告している。さらにヴィトコフスキーは、窮迫した農民に帰路のための
扶助をもってくることを命ぜられた国有財産省の官吏が、報告の中で再び農
民の「根拠のない」不平をとり上げていること、国有地農民との間で締結し
た契約の苛酷な内容に口をつぐんだまま、警察本署を非難していることを指
摘し、国有地農民との間の契約の苛酷さは、別の契約条件を締結した地主領
の自由雇用農民の場合には、かなりの額の支払をうけていることから明ら
かである、と主張した。また、警察本署は全力を挙げて労働者の利益を擁護
したし、今後警察の責任はますます重いともいっている⁽¹³⁾。

国家の直接的事業として建設工事が遂行されているために、とりわけ国有
地農民に大きな犠牲が強いられていること、その場合に、国家の農奴として
の国有地農民が、建設期間のあいだ工事区に「契約」をもって縛られ、課業
方式の作業と課業未達成の場合の控除という形で、労働生産性の向上および
経費節減がはかられていること、国有財産省は、この方法を前提にした上
で、農民＝建設労働者の騒擾をしづめるよう警察に要求し、地元警察は治安
の責任から契約の内容に干渉する権利を要求していることがわかる。

[事例Ⅱ。1850—1851年、ペテルブルグ・モスクワ鉄道建設工事現場]

1850年6月、カルーガ県ジジリンスキー郡の国有地農民が、旅券をもたず
作業地をはなれ、苦しい契約条件をかえてほしいと警察署長ズエフ (Зуев)
のもとに陳情した。このグループ45人は8月はじめまでのあいだに逃亡した
が、そのさい、自分で結んだ契約 (Договор) ならやるが、自分たちのいな
いところで郷役所が結んだ契約 (Контракт) にはしたがいかねる、との態
度を示した。また、一方ヴィツテプスク県ポロッキー郡の農民80人は、請負
人が約束の7月1日に賃金を支払わなかったことを不満として作業地をはな
れた。憲兵隊が追跡し、15ヴェルスタはなれた地点でおいつき、戻るよう説
得したが農民は棍棒で武装し前進、そのおり陸軍中尉アニシモフ (Анисим-

ов) が打たれて気絶した。事件は地元の地区警察署 (становой пристав) に通知され、さらにノヴゴロド、トヴェリ、プスコフ、ヴィツェプスクの各地に連絡され、翌日から逃亡農民をつかまえ、かつアニシモフ傷害犯人を罰するための行動が開始された。事件が大きくなったので、憲兵隊と国有財産省の調査も行なわれた。アニシモフの傷害犯人タヴィドフ Давидов は2年後の1853年7月24日軍法会議で有罪判決をうけた⁽¹⁴⁾。

1850年8月12日付の報告とメモによると、憲兵隊長ミヤソエドフ (Мясоедов) は事情を次のように分析していた。すなわち、労働者は一般に二種にわかれる。第一に、ひどく窮迫していない労働者たちは、アルテリを作り首都やその他のまちに出かけて日雇 (поденный) で働く、賃金の支払は個人別にうけ、額は第二のグループのそれとくらべると大きい。食事や住居もよく、健康は保持されており、肉体的力量もある。第二のグループは、請負人に義務をかわって支払ってもらったために請負人にカバラー的に従属している労働者である。自から仕事を探したり自分を賄ったりできない。彼らは借金を25—50%清算しのこして請負人に対する完全な従属におちこんでゆく。問題の現場でも、労働者の大部分は郷役場や地主やその他彼らの管理者によって作業に出されていた。労働者の自由意志とはいいがたい。

労働者に与えられている課業は%立方サージエンを25サージエン運搬することであるがミヤソエドフの計算によると建設工事規準の2倍になる。労働者の作業量は毎日測定され立方サージエンの分数でしめされたが、労働者には理解できず、請負人のごまかしも容易である。

郷役場や地主は、税の滞納者、怠惰なもの、体力のないものとりまぜて、お互に全く顔を見知らないものを、連帯責任のアルテリとして送った。課業の未達成も逃亡も連帯責任とされたので、健康なものも経験のある熟練者も借財をのこすか病気になるかする。

ミヤソエドフは標準的な労働者の6ヶ月の労働期をつうじての収支を表のように計算した。病気でやすむとさらに1日につき 15коп. を食費として、5коп. を薬物代として、控除される。労働者は日曜でも祭日でも働こうとす

	Пайщик	Рабняльщик, Крючник
6ヶ月の賃金	35руб.	17руб. 50коп.
(支出)		
雨の日6日	1 руб. 40коп.	0 руб. 70коп.
旅券代	1 — 43	1 — 43
往復旅費	3 — 00	3 — 00
長靴2足	1 — 40	1 — 40
半オーバー	2 — 00	2 — 00
手袋と下着	1 — 00	1 — 00
税金	6 — 00	6 — 00
残金	18 — 77	1 — 97

ることになる。

請負人が、労働者の力以上の課業をおしつけたり、諸種の控除により実際の支払額を削減する理由として、請負人にとって労働者1人1日当りの費用は23½ коп.の賃金を支払い、賄に12 коп. その他の間接費に5 коп. しめて38½ коп. となるのに対し、国庫からの支出が1人1日当り35 коп. となっていることがあげられている。ミヤソエドフは自分のメモの中では、国庫と請負人との契約を変更せねばならないだろうとしている。

以上の分析の結果、ミヤソエドフは結論として次のようにいう。(1) 国家の作業に対する信用は年々低下し、今年働いたものは来年はこなくなる。(2) 国家の作業をつうじて、人民の状態はよくなり、請負人の活動のために彼らは政府に対して武力で抗するにいたる。(3) 工事を期限内に遂行するために人手不足を解消したいがうつ手がない。(4) 請負人が地元で食糧その他を買いあさりながら支払がうまく行っていないので、地元の産業が停滞している。(5) 労働力不足を補うために地元の労働力を誘引できなくてはならない。これらの問題を解決するための方策として、(1) 契約書をつくるさい労働者がその内容の全部に同意しているように、また彼らの管理者の強制の

ないように監督し、もし強制されたものであれば、これを無効とすること、(2) 連帯責任は、作業地で労働者が一致して同意を表明した場合にかぎること、(3) 請負人が鉄道局 (Департамент железных дорог) から支払をうけるときは、警察、憲兵もあらかじめ情報をえて、その金が労働者に渡るよう監督すること、(4) 労働者の食事はカーシャ (каша — 穀物ひき割りのおかゆ) より栄養のあるシチュ (щи) となるよう監督すること、(5) 請負人が必需品の値をつり上げないように、沿線に行商人を入れること、(6) 監督官を毎月派遣して、労働者が金をうけとっているかどうか、食事はどうか、課業や祭日の労働はどうか監督すること、を立案している⁽¹⁵⁾。

モスクワ県知事ザクレフスキー (А. А. Закревский) も1850年12月12日付の報告書の中で、労働者達が土工を一夏やって 30руб. 稼ぐとして、彼らはその中から税金を払い、かつ半年間家族とともに暮さなくてはならぬのだから、他にになにか営業をもたぬかぎりその中からさらに控除されると終局的に零落してしまうであろう。労働者が完全に自分の義務と権利を理解できるよう契約書を簡単にすること、そのために規則を制定すること、支払は出来高 (сдельный) でおこない、貨幣の控除ではなく警察的な手段をもって怠惰その他を罰する方法をとることがぜひ必要である、と認めている⁽¹⁶⁾。

一方、1853年3月26日付の鉄道管理局長官のアヴェルキエフ (Аверкиев) と副官ラトラヴェルス (Латраверс) の報告によると、事件は一応審理 (следствие) に附された。元警察本署長の大佐ティゼンガウゼン (Тизенгаузен) と6等官ユリエフ (Юрьев) とが調査にあたった。その結果、次のような事実がみとめられた。

すなわち、請負人モシエンスキー (Мошенский) が資料とともにのべるところによれば、逃亡した105人には、1人平均 13руб. 総額で 1350руб. の前借金が与えられていた。また作業地についてから 32руб. 51коп. わたしてあったから、請負人にとってすでに 1382руб. 51коп. の支出である。一方7月1日までの労働で返済された (отработано) のは 802руб. 58 $\frac{3}{4}$ коп. である。雨天の日、欠勤、疾病および課業の未達成のための控除は 261руб.

63¾ коп. であったから、これとあわせて彼らの負債は 822руб. 43коп. であった。7月に支払があることはいつてあったが、何日かの約束はしていなかったし、当日現金はなかったので、7月6日には支払うと約束したのだが聞き入れられなかった。

アニシモフののべるところによると、農民たちは逃亡以前にも彼が作業地にゆくたびに、課業の変更や食事の改善を訴えていたが、いつも調べるとその訴えは公正でないものであった。彼ら以外の労働者たちは不平をもらさなかった。ダヴィドフは以前1度食事どきに騒がしくしたために10打の笞刑をうけたことがあった。

37の農村オープンチナの農民たちにきくと、彼らは異句同音に、雇傭契約にあたって村の管理者や書記や官吏が参加したことはない、彼らは雇主や請負人の代理人と直接に契約 (Договор) している、といった。そのさい請負人の代理人のもっている契約書は労働者相互の連帯責任も含めてすでに紋章入りの用紙に書きこまれてしまっており、農民がこの条件に反対しても雇われえないだけなので、やむなく提供された条件で働くのであるともいった。またインタビューした28人のうちの5人は、不当な控除その他請負人のもとで耐えなくてはならなかった種々の苦勞をのべた。請負人が支払うべきなのに支払わなかった金額を農民たちは 9000руб. を超えるものと考えていた。

国有財産大臣はこうした審理の経過をみて、村長、書記、地元官吏は農民が作業に雇傭されるさいに何の影響も与えず、農民は雇傭者との契約を自分の自由意志で結んでいるものとみとめた。しかし審理それ自身はペテルブルグ・モスクワ鉄道警察本署長ドウルノヴォ (Дурново) とテイゼンガウゼンおよびユリエフとの間の調整がつかずに 1853 年 3 月 26 日現在まで終わっていない⁽¹⁷⁾。

この事件では、「契約」のいわば社会的性格が問題とされている。諸証人はそれぞれちがったことをのべているが、国有地農民が重い義務負担を支払えなくなっており、代って義務負担を支払った請負人の建設工事に出て現金

収入を得なくてはならなかったこと、契約内容は請負人の側からの一方的劃一的な提案により決定されており、農民の側からの申し出による変更の余地はなかったことが明らかである。契約にあたっての農民自身とその管理者との関係は不分明のままとされている。憲兵は治安維持のために、契約における農民の自由意志を尊重すべきである、とするのに対し、国有財産省の側は、この時点においても充分に自由意志が尊重されている、とするのである。ただしこの場合、国有財産省自身が国有地農民のいわば上司であることを見逃すわけにゆかない。しかも国有財産省は、工事の主体としての性格もつよくもっていたものと想定されるのである。

専制国家は、工事の主体としては、安価に迅速に建設を仕上げなければならない。国家は請負人に予算と引わたし期限との制限をつけることにより、その目的を完遂しようとする。一方専制国家は、国内治安維持の観点から、専制の土台をゆるがす社会的騒擾の発生を防がなくてはならない。この二つの目的のために、専制国家は、農奴主国家として、農民に対しどの程度に権力を行使すべきであるのか、請負人に対し、どの程度に農民を緊縛する力を保障し、あるいはどの程度に農民に対し自由雇傭労働を保障すべきであるのか、まさにこれが問題であったであろう。このことはすなわち、請負人をしてブルジョア階級に発展させるかいなか、農民の出稼労働をして真に自由な賃労働に発展させるかいなか、の問題である。憲兵隊長やモスクワ県知事は、請負人と農民＝労働者との関係が人身的支配隷属関係として発展することを妨げ、かつ、専制国家が彼らの契約関係の形式と内容に対し厳しく規制しうる政策を模索している。

〔事例Ⅲ。1852年、ペテルブルグ・ワルシャワ鉄道建設工事現場〕

5月、作業地についた若干の労働者が、手代（приказчик）の管理不行届きのため、2日間食糧の支給なしに放っておかれ、アルテリの一つが、契約書の中で約定した食糧を支給せよ、とさわぎだした。

この報告をうけた憲兵隊長クツインスキー（А. А. Куцынский）は憲兵将校プラソロフ（Прасолов）に、グロドノ県とポーランドとの境界地域の建

設現場を視察して報告するよう命じた。プラソロフの1852年6月3日付の報告書の中に、次のような観察があった。

労働者は7地点に配置され、総員1890人である。うち契約書 (Контракт) を結んでやってきたヴィツテプスク、コヴノ、ヴィルノの国有地農民が1357人、契約書なしで、出来高制で働く地元の私有地農民 533 人である。後者は口頭契約で立方サージェンの土を掘り出して、手押車 (Тачка) でしかるべきところまではこぶと 60~90 коп. ときめている。前者は請負人に課業をもらい、それを達成するために朝3時から働きはじめ、夕方4, 5, 6時まで、ときには本当の夕刻まで働く。深さ $3\frac{1}{2}$ フィートないし $4\frac{1}{2}$ フィートの底土を掘り出し、指示された場所まではこぶ場合の課業は、土が普通のものである場合 (粘土や岩石まじり土でない場合), $\frac{5}{7}\sim\frac{6}{7}$ 立方サージェンの土を20~30サージェン、あるいは $\frac{3}{7}\sim\frac{4}{7}$ 立方サージェンの土を50~70サージェンであった⁽¹⁷⁾。

この事例は、騒動それ自身の内容としてはきわだったものではないが、いわゆる契約労働と出来高労働との並存をつたえる資料として興味深い。

[事例Ⅳ。1859—1860年、モスクワ・ニジエゴロド鉄道建設工事現場]

1859年6月5日、労働者たちは作業現場をはなれ、8日、ウラジミル県副知事レルケ (В. Лерхе) のところへ請願書 (прошение) をたずさえてきた。第1項には食事の絶対量の不足が、第2項には飲料水の非衛生的なことが、第3項には風呂のないことが、第4項にはわるい食事と不均合に課業が大きいことがかかれていた。請負人、郡警察署長および憲兵の立会いのもとに、副知事が労働者の代表を審問した。そのおり労働者の1人は、契約の証文はないから、たとえ手付金をうけとっていても働く義務はないとまで言った。副知事は請負人と労働者を和解させるために、自分がみなに同意されうる課業をきめよう、そのために全線の労働者と請負人のところから現行の課業の量について報告してもらう必要があるから3日間待ってほしい、また作業地には郡警察署長がつきそって食事の質と量について監督させるからすぐ作業につくようにと提案した。代表はもどったが、労働者たちはその提案を拒否し

た。彼らは文書で契約していない、5月1日から11月1日まで働く義務を負って手付金をうけとったけれども、働きたくないから働かない、といった。副知事は、たとえ口頭でなされた契約であったとしても、文書にしたものと同じく不可侵なものとして保持されなければならない、3日後には必ず課業の大いさをきめる、といったのに対し、労働者たちは、請負人のところで暮すのはいやだ、全員罰せられても働きにゆかない、と叫んだ。副知事は1857年法典第16巻第175, 177, 179条にしたがい、ウラジミル地方駐屯大隊に出動を要請し、中隊の警護のもとに、労働者を作業地へ送りかえし、張本人に答10〜30打の処罰を加えた⁽¹⁹⁾。

この事例においては、労働者の不満の内容について特に興味をひかれるものはないが、手付金の債務を放置して契約期間なかばで作業地を去ろうとした労働者たちに軍隊が動員された点が注目される。

7月15日、午前10時、契約労働で土工に従事しているモギレヨフ出身の農民5人がウラジミル県知事のもとをおとづれ、1団となって作業からのがれてきたが、道中で病気になったり弱ったりしてもはや一緒にすすめないと申し出た。昼すぎのこりのものもあつまって総員119名となった。なかには弱って手をひかれているものもいた。知事は彼らが極度に弱っているのをみて食事を与え、医師に検診させた。15人が市の病院におくられた。知事はのこりに休息ののち作業地に送還を命じた。彼らは最初はげしく抗議したが、やがて同意した。副知事が事情を調査することになった。

副知事レルケの調べによると、不満をもったこのアルテリはモギレヨフ県の国有地農民129人からなり、1つの契約書によって5月1日より11月1日まで雇傭されていた。ところで公式の契約はサフロノフ (Сафронов) と結ばれたのだが、サフロノフ自身は仕事せず、権利をボブロフ (Бобров) にゆずり、ボブロフはヴォロンツォフ (Воронцов) にゆずった。契約書によると、労働者は「課業なしで、優良労働者のように、一括して働く (огульно) こと」とあったが、請負人は「優良労働者のような」高度の課業を与えた。支払に関しては、手付金を支払う、夏期の小遣として各人に2руб. づつわた

す、7月と9月に各人の所属する村役場に 7руб. づつ送金する、残金を作業の完全終了ののち各人に手わたす、とあった。しらべによると村への送金はなされていなかった。同所で働いていたスモーレンスク出身のアルテリのメンバーにいわせると、モギレヨフのアルテリの中には病人が多い。レルケは労働者たちと長いこと話しあった結果、(1) ロシア中央鉄道会社が最終的にヴォロンツォフから労働者を受領すること、(2) 即時各労働者に清算することを提案し、この二つは実行された。すると各人に 1руб. 2коп. づつ支払超過になっていることがわかった。労働者たちはこの金額を労働で返済することに同意した。会社は、のぞむものに暇を出すことに同意した。副知事は、作業地にのこるものは、帰路の旅費のために $1\frac{1}{2}$ руб. づつ警察にあづけておくように、立ち去るものは20人以下のグループでばらばらにゆくようように指示した。会社側の代表グロペスコ (Гропеско) は、のぞむものにはその日に暇を出すようにすること、今後病気のさいの控除をしない、といった。労働者たちは静まり、半分が仕事にのこりたいと申し出た⁽²⁰⁾。

債務弁済労働を中心とした雇傭契約を、第三者に譲渡できる債権のごとくあつかった契約書が労働者の不満の原因の一つとなり、その解決が、労働契約の当事者間の関係の単純化、および事実上の期間の定めのない雇傭形態の採用となっていた点がとりわけ注目される。1ヶ月前に同じくレルケが関係した事件とくらべて、この度の方が労働力の消耗の度合がはげしい点にちがいがあったとはいえ、結末に非常な差異のあることも注目される。

1860年、コヴロフ郡の現場はフランス人オルベクおよびデロシユにまかされていたが、5月1日より11月1日の労働に 50～70руб. という内容の文書契約で働く労働者の半分282人が5・6月のあいだに逃亡してしまった。彼らの多くは手付金分は稼いでいたが、若干のものは負債をのこしていた。反対に事務所側が負債をもつことになったものもいた。フランス人の監督たちは労働者の不満の原因を理解できないといていた。2等大尉コロビン (Коробьин) が7月に調査したところによると、労働者たちは課業を立方サージエンの百分比でいわれても理解できない、1.25立方サージエンという課業はとても力

の及ぶものではない、他には課業でなく立方サージエンあたりの出来高で働いているアルテリもあり、課業なしで (огульно) 働いているものもあるのに、課業未達成の罰金をうけるのがつらい、などいろいろ不満が発見された。

コロ빈は、公証人に確証されていないような契約書ではなく、ロシア帝国民法第1部第10巻第1534条、第2224条、第2226条にそった公式的な契約書をつくるようオルベクらを説得したが聞き入れられなかった。

コロ빈の観察したところによると、事務所に直接やとわれている労働者のほかに、農民出身の下請人 (рядчик) に一切の文書上の約定なしに雇傭されている労働者が非常に大勢 (前者よりも多く) いた。下請人は何の財産も何の担保物件ももたず、オルベクおよびデロシユと文書 (ただし、公証人に確証されていない) で約定し、立方サージエンあたり 1руб. 30коп. ~ 1руб. 70коп. を事務所からうけとっていた⁽²¹⁾。

1860年7月30日、ヴァズニキの郡警察署長はゴロホフスキー郡の現場から立去ったトヴェリ県出身の労働者 300 人が通過するのを見つけた。彼らは旅券を工事現場の事務所においたままであった。署長は労働者の不満の原因を支払の問題と聞きとっていたが、ウラジミル県知事テイリチエフ (Тиличев) の調べによると次のごとく認められた。すなわち、彼らはすべてシエレメチエフ (Шереметев) 伯のヴォチナに属する農民であって、約定は普通の紙 (простой бумаги) にかかれて請負人とシエレメチエフ伯とのあいだに結ばれていた。労働者は手付金のほかに 10руб. づつ先払いをうけていたが、ヴォチナの管理所は、請負人が期限までにヴォチナあてに 600руб. の送金をしてこないで全員作業をひき上げよ、と農民に命じていた⁽²²⁾。

1860年の事例では、ロシア中央鉄道会社の出現、農民出身の下請人の出現などによって、堅固な契約書体制のもとに出稼自由雇傭農民を緊縛する政策が貫徹しにくくなっていることを示している点が注目される。

〔事例 V. 1860年、ボルガ・ドン鉄道建設工事現場〕

この工事も、国家的作業 (государственная работа) の名のもとに「会社」によって行なわれていた。工事区はサラトフ県とドン軍管区とにまたが

っていた。請負人のグラジン (Г. Гладин) は労働者の募集および工事の実施を若くて経験のないゴロヴキン (М. И. Головкин) にまかせた。ゴロヴキンは1859年冬のうちにヴォログダ、トヴェリ、スモレンスクから2000人の土工を募り、4月、平底荷船にのせてヴォルガを下り、何の準備もない作業地点に揚げた。炎暑とコレラ、チフスで6月の末には毎日20人ずつ死んだ。7月、ニコラエフ鉄道建設の経験のある事務長 (председатель правления) のメリニコフ (Мельников) がやってきて、手当所を立て、食事を改善したので秩序がたもたれた。しかしこの年、500人が死亡し、生きのこったものも病気と消耗の状態でツアリーツインを離れた。この一年、サラトフ県庁は伝染病の発生や大量逃亡があったにもかかわらず、何ひとつ手をうたなかった。

1860年、グラジンは3人の募集人 (наемщик) をリヤザン、タンボフ、ヴォロネジに派遣して2500人あつめた。現場の責任者はこの年もゴロヴキンであった。彼は多少医療、食事、住居の改善をしたが、百姓を働かすには厳格、粗野、鉄拳が大切と考えて監督に指示した。課業は1日 $7\frac{1}{10}$ 立方サージエンとなった。次々に逃亡がはじまった。それとともに労働者に対する呵責がはじまった。5月1ヶ月間に10回、のべ31人が笞打ちをうけている。

5月23日、203人の集団がツアリーツインからノヴォチエルカスクへ、コサツクの隊長 (наказанный атаман) もとにグラジンを訴えに出かけた。監督の頭領たちはコサツクに対し、逃亡者をひきわたすよう申し入れたが、逃亡者たちはコサツクの警護のもとにノヴォチエルカツクに入つた。ドン・ドウコフ・コルサコフ公 (Дондуков-Корсаков) は自から彼らの陳情を聞き、自発的に作業地も戻るよう3昼夜にわたって説得したが、彼らはきき入れず、4日目になって説得に成功した。そのさいの条件として、公は彼らに案内人をつけ、彼らの将来を保障することを約した。公はコサツク中佐ボルシユキン (Полушкин) にこの仕事を委ね、ボルシユキンは、もどってきた労働者たちと、賃金、食事その他彼らへの態度を改善したあたらしい契約を結ぶよう請負人を説得した。労働者たちはその後作業現場にのこり、ドン・ドウ

コフ公とボルシユキンを真に公正な方々として尊敬した。

前後して5月24日、約100人がゴロヴキンにかわって派遣されたグラジンの息子に対し、家族に送金するために1人25рубづつほしいと申し出た。グラジンはツアリーツイン市長(Городничий)に連絡して40人の武装兵士を呼びよせ、15人に75～150打の笞刑を加えた。この日はツアリーツインの定期市の日であり処罰の行なわれた家は市の広場に面していたために、たちまちこの話はひろまった。25日、26日の夜、ヴォロネジ県出身の140人が、ドンのステップをヴォロネジへむけて逃亡した。グラジンに依頼されて郡警察署長と40人の兵が追跡し、ツアリーツインから35ヴェルスタの地点でおいついた。兵の近よるのをみた労働者たちは石を投げ、兵ははなれて狙撃し2名を傷つけた。署長が近よると代表があらわれて、科のあることはみとめるが、法廷もないところにはもどらぬと、きっぱり申し立てた。兵は翌日ツアリーツインにもどり、138人の農民はヴォロネジに帰りついた。彼らのうち、前借金を返済することに同意しない49人は再びツアリーツインに送りかえされた。逃亡はその後もつづいた。

コサツク隊長のもとに204人が訴え出た事件に関連して、侍従武官ルイレエフ(Рылеев)が実状調査を命ぜられ、6月19日、ツアリーツインに到着した。彼は労働者の中に入って忍耐よく聞きとり、次のような問題点を摘出した。すなわち、労働者たちは郷長や書記に国税の支払を強要され、請負人と契約せざるをえなかった。契約は口約束(словесный Договор)で、作業は課業なしで、連帯責任はない、悪天候で稼働できない日の控除はない、期間は往復の日数も入れて3、6、7、8ヶ月というものであった。ところが、郷役場とグラジンとの間で契約書が結ばれており、労働者たちは4月の末(1ヶ月以上経過してから)になって契約書のコピーをうけとり5月はじめに賃金支払手帳をうけとった。その契約の内容は口約束とちがっていて、期間はみな一様に12月1日まで、連帯責任制がとり入れられており、雨の日や病欠の日、祭日などの控除が入っていた。前借金の分だけ働いたら帰ろうと考えていたものもあったのに、それができなくなる。課業なしのはずであ

ったのに課業が与えられ、しかも次第に耐えがたいほど大きなものになっていった。約束ではキヤベツを与えるといったのにひきわりのカーシヤばかりであり、ゴロヴキンやその配下の労働者への態度は家畜をあつかうときのようなものである。

ルイレエフの奔走により課業は軽くなり、食事は改善され、現場監督はほとんど更迭され、雨の日や病気の日、課業未達成も記帳されなくなった。ルイレエフは作業が順調になってから、7月19日、契約書の問題を解決するためにペテルブルグへ出立した。しかし、この問題は簡単にかたづかなかった。

ルイレエフの報告は、先にのべたように陸軍大臣によって閣議に報告された。閣議は8月9日内務大臣にさらに報告を義務づけ、アルセニエフ (Ю. К. Арсеньев) がその報告作成のために9月1日ツアリーツインに到着した。10月15日付の内務大臣ランスコイ (С. С. Ланской) あて報告書の中で、彼は、労働者の作業地での運命は全く見込みのないものであり、将来同じような衝突のおこらぬよう何らかの手段が案出されねばならない、秩序を保持するだけの目的で警察を配置しても請負人の側に立って労働者に対する懲罰隊の役割をはたすのみである、むしろそのような権力をすべて施工者に移管してしまった方が、自分の利益から協調的方法をあみだすのを助けるであろう、とのべた⁽²³⁾。

中央から2人の官吏が派遣され種々の調査と提案のなされたあとであるにもかかわらず、10月1日から再び抗争がはじまった。ルイレエフが契約書の問題をのこして行ったのに、その後、国有財産省から調整のための官吏が派遣されなかったのであるから当然でもあった。554人が旅費を支給して暇を出してくれるよう要求したのである。請負人のいうところによると、彼らは10~25 руб. 借財をのこしていることになっていた。騒擾を解決するために3人の地元官吏よりなる特別委員会がつくられた。10月30日275人が翌日からもう働かないと主張、11月1日324人が仕事をやめて事務所の前にあつまり支払を要求した。請負人は彼らには12月1日~6日まで働く義務があると

主張した。委員会が間に入り11月10日までの特別協定を結ばせた。ところが11月4日、請負人の一人は自分のところの82人の馬方のうちの14人が仕事につかないと委員会にもちこんだ。委員会が調べると作業量基準が増加されていた。委員会は双方に譲歩を求め、請負人は労働者の中の成績のよいものの負債は免除した。しかし、その他のものは負債のかたに馬3匹ずつ取り上げられ、負債のとりわけ多かった1人は1861年の夏に労働で弁済する (отработать) することを約束させられた⁽²⁵⁾。

騒擾がとくに大規模であり継続的であったこと、労働力の破壊がはなはだしかったこと、郷役所との間の契約と募集人の労働者に対する口約束がまったく異なっていたこと、地元官吏による調停委員会が生れるにいたったこと、などが注目さるべきであろう。

IV 1861年法の意義

以上の事例を念頭におきながら、1861年法を分析するとき、どのようなことが明らかとなるであろうか。

まず第1に、契約の牢固性の原則が注目さるべきである。少くとも旅券の許す範囲内でさえあれば、契約は期間の面においても内容の面においても固定されるのがのぞましいと考えられている。契約書に記載された権利義務を、請負人と労働者とにともに遵守させることにおいて、騒擾の発生を予防しようとしているわけである。

たしかに、これまで考察してきた事例の中には、契約における権利義務関係が明瞭でなかったり、一方的に請負人の都合のよいように変更されたりすることが、労働者の不満の大きな原因である場合もあった。しかし、契約の内容があまりにも労働力消磨的であることもあった。これに対して法は請負人に対し、極く一般的な義務を規定するにとどまる一方、契約に明瞭に規定のない事項については1843年の建設工事規準によることとして、専制側よりする指導を予想している。これが第2に注目さるべき点である。

劣悪な契約内容は、これまでの事例からよみとりうる限りにおいては、ま

ず、農村における封建的収奪のはげしさ、そのための農民の零落という事態によって必然化しているものであり、請負人がいわば封建的債務を農民のために肩がわりしてやること、すなわち農民に対する封建的債権をゆずりうけることによって必然化しているのである。請負人は支払予定額の半分をこえない額の手付金を労働者に労働で弁済させる権利を有し、その意味においても労働者を自己の作業現場に緊縛する権利を有する。この権利は、制限されてはいるけれども、はっきり承認されている。これが注目すべき第3点である。

すでにこの時期においても、一部には地元農民の出来高払いによる自由な雇傭があらわれていたにもかかわらず、課業の設定および未達成の場合の控除という方式が基準とされている。出来高単価は確立したとは言えず控除の額は恣意的である。賃金も、いまだ労働力の価値にもとづく労働の対価となり切っていない。現物支給が大きな割合を占めており、その価格査定は任意である。雨天の日の控除は、その日一日を作業なしで賭なうという事情にもとづくものであるとはいへ、決して雇主にとっての実際の費用とは対応しない。課業未達成の控除、病気の日の、雨天の日の控除は、いまだこの時点においては、労働者に封建的債務を負わせるための手段である。1861年法は、こうした体制を容認している。これが第4の点である。

以上の4点を総じていえば、1861年法とは、建設工事における債務弁済労働＝雇役を規制しかつ固定させているものといえるのではないであろうか。

第5に、こうした労働関係の中で現に勃発した抗争に関しては、まずそれを契約条項の理解や適用をめぐる小紛争と理解し、憲兵・警察や工事施行におけるより上司の出馬のもとに追加的契約条項の締結の道において解決すべく想定されている。この仲裁規定は、きわめて官憲的なものであるが、その中に一応法廷を想定していることは抗争自身を一定の限界内において、あり得べきものものと認め、直ちに治安問題としてのみ考えることをしない態度をうち出しているものと認められる。軍の狙撃にあいながら、たとえ科ありとしても法廷すらないところに戻ることをせじとした労働者たちへの、一定

の譲歩とみられる。

第6に、工事区の大小に応じて、監督機構をこまかく規定している点が注目される。もちろんそれは、警察的なものであり、工事施工者専制的なものである。監督機構は、消極的には、契約の牢固性の原則の擁護者として、契約条項の内容はいかなるものであれ、契約であるからには不可侵であるとの原則で行動するが、積極的には、もし契約に明示的な条項のないときには、ツァー専制の定めた建設工事規準にそって労働条件を固定するよう指導するのである。契約の自由、契約の固定、契約内容への干渉、この三つの要素が特有の混合を示しているというべきであろうか。

建設工事規準は1869年にあたらしく制定されている。この規準は労働年を春1ヶ月（4月1日～5月1日）、夏5ヶ月（5月1日～10月1日）、秋1.5ヶ月（10月1日～11月16日）、冬4.5ヶ月（11月16日～4月1日）に分割し、契約期間を規制したものと思われる。また規準は労働日の長さについて、食事、休憩をのぞいた実労働時間を、たとえば5～7月は12.5時間、4月および8月は12時間、3月および9月は10.5時間、2月は9時間、11月は8時間、1月は7時間、12月は6時間としていた⁽²⁵⁾。これはシベリヤに適用される例であるが、ロシアの各地帯別に別々の基準がもうけられていた。建設工事規準は課業についても1843年の規準におけるごとく規定を与えたが、そのさい、労働者の肉体的力量、熟練の程度を考慮して、段階をわけた詳しい規定となっていた⁽²⁶⁾。1843年には労働力の質にまで配慮されることがなかったこと、40年代から50年代をつうじての前節の事例の中で、劃一的な課業の悪影響がみとめられたことと考え合せて注目するべきであろう。

V 1886年法の意義と内容

ここに問題とする1886年法とは、1886年6月12日付の「農村労働への雇傭に関する法令（Положение о найме сельские работы）」である。まずその内容をみると次のごとくである。

雇傭契約にあたって、双方は契約証書（Договорный акт）を作成しなく

てはならない。アルテリ雇傭もあり、その場合アルテリとは、連帯責任で一緒に働くことを同意した人々の全体をいみする。1人の暴徒に対してもアルテリ全体が責任を負う。契約は雇主自身によってなされてもよいし、雇主に全権を委任されたどんな人々によっても結ばれてもよい。居住証 (Вид на жительство) をもたないものを雇傭することは禁止された。ただし、地元民の場合は多少の例外もある。

両親あるいは後見人が未成年者を賃貸する (отдачу в наем) ことは禁止された。夫が妻を、本人の同意なしに賃貸することも禁ぜられた。未成年者や有夫婦人の雇傭にさいしては両親、後見人や夫の同意を要する。ただし別々の居住証をもっている未成年者や有夫婦人には、雇傭のさいにもこうした人々の同意を要求されなかった。両親あるいは後見人、あるいは夫は、ひとたび自から同意を与えた以上は未成年者や妻が締結した契約の有効期間中に、彼ら呼びもどすことができない。

労働者は雇主の要求することを、「口答えせず、熱心に」遂行するよう義務づけられた。雇主や彼の家族を脅かす何らかの危険にさいして、労働者は彼らを守る義務があった。労働者は雇主の許可なしにしばらく留守にしたり、かけもちで働いたりしてはならない。労働者は、雇主の家畜や用具を注意深く見廻る義務があり、怠慢や粗略な取扱いはゆるされない。もちろん雇主の財産を故意に傷つけることがあってはならない。雇主のもとを去るときは、労働者は自分にあづけられていた雇主の財産を引渡さなければならない。

労働者に対する雇主の義務も詳細に規定があった。雇主は労働者に対し温和な態度をとり契約を厳守しなくてはならない。契約に記載されていない仕事を要求してはならない。労働者に対し、新鮮で豊富な食事、健康によい広い住居、雇主の負担による医療を保障しなくてはならない、とされた。ただし、これらの義務は不明瞭な形で定式化されていた。

賃金を穀物や商品やその他の物品でうけとるよう労働者を強制することは禁止された。賃金遅配には 1руб.につき1日 5коп. の延滞料を支払うべき

こととされた。雇主が契約を破棄するさいには、労働者に支払うことの予定されていた額の2倍以下の罰金を労働者に支払って解雇しなくてはならない。

欠勤（確かな уважительный 理由なしに労働者が3日間を超えない期間作業に出ないこと）、怠慢、粗暴、雇主に対する不服従、雇主の財産に危害を加えること、に対して雇主は労働者の賃金から控除する権利をもった。これは賃金支払手帳の中に記帳される。

雇傭関係の合法的中断は、双方の合意による場合、契約期間終了の場合、被傭者の死亡の場合、権力の命により契約遂行の地点から追放される場合、禁固に処せられる場合、軍務や公的職務（общественная служба）の義務の遂行の場合、本籍地の権力が居住証の有効期間の延長を拒否した場合である。契約自身についてみると、雇主への債務のかたに雇用することは禁じられ（第25条）、1年以上の期間を定めた雇傭にあっては、最初の1年が経過したとき、およびそれ以後の各年が経過したとき、1年の期限のくる2ヶ月以上前に相手方に事前に通知することにより、一方のみの希望で破棄しえ、そのさい労働者の雇主への債務は契約の継続を拒否するさいの障害とはならない。期間の定めのない契約は、当事者の一方の希望により廃棄しうる。ただしそのさい相手方に2週間以上前に通告する必要がある。もっとも契約に事前通告の期限について別に定めのあるときはこの限りでない。また、雇主は、労働者に2週間分の賃金に当る出立手当（выходное пособие）を支給すると、労働者を予告なしに免職できる。

ほかに、契約破棄に関する特例があった。怠慢、不精励、度重なる無許可欠勤、指令の遂行拒否などを理由に、雇主は労働者を解雇することができた。労働者にゆるされた理由は、雇主の側から肉体的制裁を加えられた場合、完全な零落、労働条件が難義なものであったり飢餓にあったりその他の理由によって重病になった場合であった⁽²⁷⁾。

ところで、この法令は、有名なモロゾフ工場のストライキを契機として制定された1886年工場法と同年に制定されている。また、1880年代はほとんど

すべての農民が一時的義務負担農民から買戻操作にうつることによって農民所有者に移行した時代である。1883年をもって、残存した一時的義務負担農民のすべてが買戻し操作に移行するよう義務づけられた。1886年のこの立法は、広く指摘されるごとく、地主＝土地所有者の要求にもとづく1880年代の反動立法の性格をもつとともに、同年の工場法にみられるような労働市場の発展をも反映していることがみとめられるであろう。

すなわち、この法は、農民所有者に移行していったもと農奴的農民の労働力を、新しい事態のもとでいかにして地主＝土地所有者のもとにとめおくか、という課題に答える多くの規定をもっている。元地主と元農奴との関係も契約関係でなくてはならない。契約は証書にかかれることによって法の保護を受け、かつ法はその内容を力によって固定させる。契約の破棄を許される条件はきびしい。主として農業が想定されているからして、雇傭契約は主として年雇が想定されている。雇主と労働者との契約期間中の相互関係について、家父長制的な保護と服従の原則が詳しくのべられている。

共同体的規制が、雇主により利用されるようになっている。アルテリは連帯責任をもつべきものとされた。居住証の有効期間しか雇傭しえぬこと、および地元民の場合のみ若干の例外のあることは、農村の地主にとって有利に作用するであろう。長く他地方に出ているものも、多くは村に本籍をもつからである。同じ1886年に、農家の分家を規制する法律の出されていることも注目に値する。その法によれば、分家のためには、家長の諒承のみならず、村会（Крестьянский сход）の決定を必要とした⁽²⁸⁾。

しかしながら一方、この1886年の立法は、契約期間の最高限を一応一年間としている。もちろん二年、三年の契約もかまわないが、各一年毎に、2ヶ月前の予告による自由解約を規定している。また、期間の定めのない契約も想定している。現物賃金は禁止されてはいないが、少くとも労働者にそれを受けとるよう強制することは禁止されている。罰金もみとめられてはいるが、しかし、雇主への債務をもって雇傭を強制できないとの規定があるから、罰金は労働規律の確立以上に賃下げの効果をもちえても、労働者を雇主

に緊縛する力はない。雇主による労働者の肉体的制裁すなわち体罰は、労働者による契約破棄の充分なる理由とされている。

すなわち、同年の工場法とくらべるならば、この法制はいちじるしく地主的なものであるといえようが、またこれを1861年法とくらべるときには、労働市場のこれまたいちじるしい前進を反映しているのである。この法は、一言にしていえば、自由雇傭労働を中心にする労働市場の全般的な発展を背景にしながら、最終的に一時的義務負担農民のいなくなった農村に、かわってあらわれるべき自由雇傭労働を規制するものであった、としてよいであろう。

なお、念のために1886年工場法との対比も、若干試みておこう。ここに1886年工場法とは、正確には1886年6月3日付でツァーリの裁可を得たところの「工場工業施設の監督に関する、および工場主と労働者との相互関係に関する (О надзоре за заведениями фабричной промышленности и о взаимных отношениях фабрикантов и рабочих)」法律である。その主要内容は次のごとくである⁽²⁹⁾。

労働者の雇傭は、期間を定めてあるいは期間の定めなく、あるいは何らかの作業の遂行期間をもってなされなくてはならない。その期間の終了とともに雇傭もまた停止される。期間の定めのない雇傭にあっては、契約の当事者はその相手方に対し2週間前に予告することによって停止されうる。

賃金支払手帳を手交することをもって、労働者と雇主の契約締結の証書となす。手帳は労働者が仕事についてから7日後に手渡される。手帳の中に、雇傭条件が記述されており、同じく、労働者に対するあらゆる支払および労働者からの欠勤および雇主のうけた被害原因に対するあらゆる控除が記入される。

雇傭に関する契約は次の条件の一つがあれば破棄されたものとみなされる。双方の合意、雇傭期間の終了、期間に定めなき契約のときは一方の側が契約破棄の希望を表明してより2週間の経過、労働者がその属する権力の命により追放されるか、あるいはその命により禁固に処せられるかして契約の遂

行が不可能となる、労働者の軍務あるいは公務（общественная служба）への召集、警察が労働者に旅券を与えぬ、企業において長期間（на продолжительное время）作業が停止する（火災、洪水、蒸気機関の爆発、その他）、などがその条件である。この外にも、企業管理部は、いろいろの理由をもって労働者を解雇できた（無許可欠勤、継続的疾患など）。労働者は親族の死亡、工場主が衛生安全の条項を守らないことなどの理由により契約を破棄できた。

労働者と締結した契約期間の終了以前に、あるいは期間の定めなく雇傭された労働者に2週間以前に予告することなしに、あたらしく制定された算定基礎にもとづき、一週間の労働日を削減することによって、あるいは一昼夜の労働時間を削減することによって、あるいは課業作業の規則を変更すること等々によって労働者への支払賃金を低下させることは禁止された。同じく労働者は、契約期間の終了以前に契約条件の何らかの変更を要求することは禁じられる。

賃金は、契約が1ヶ月以上の期間について締結されている場合には、少くとも1ヶ月に1回、期間の定めなき雇傭の場合には少くとも1ヶ月に2回支払われるべきこととされ、支払期限への違反のあったときには、労働者は裁判によって締結された契約を遂行させる権利を有する。

賃金を約束の記号を付したクーポン券、穀物、商品、およびその他の物品で支給することは禁ぜられる。労働者が工場売店から持っていった、あるいは指図書（исполнительный лист）によって持っていった商品の代価の控除以外は、労働者の負債を賃金から控除することは禁ぜられる。労働者に貸付けた貨幣に対する利子を取り立てることは禁止される。医療扶助、作業場の照明、工場のための作業につかった生産用具の利用に対して労働者から、料金を取り立てることは禁止される。

各企業は、労働者が工場の中で遵守すべき、工場管理部によってつくられた工場内規を掲示しておかなくてはならない。

工場の中に義務的秩序をつくり出すために、企業は自から権力として、不

正確な作業、欠勤、秩序違反に対する罰金を労働者に課する権利をもつ。罰金の総額は賃金の $\frac{1}{3}$ を超えてはならない。もし $\frac{1}{3}$ を超えるときには、企業管理部はその労働者を解雇する権利を有する。

法はストライキへの処罰を強めることを予定する一方、法の実施のための機関として県労働問題審議会を設定した。

さて、以上の内容を先の1886年法と比較するとき、工場における賃労働が自由な賃労働としてより完成度の高いものであったことをみてとることができる。季節に制約された年契約は表面からきえている。重心はむしろ期間の定めのない雇傭となってきたといえる。現物賃金は厳しくとりしまられており、負債を賃金より控除することも、賃金の定期払いを保障した上での工場売店その他の売掛に限られている。罰金賦課の権利はみとめられているが総額に制限がある。農奴制に浸透された自由雇傭労働の特徴はほぼ消去されているといえよう。もちろん、契約の牢固性の原則はのこされている。期間を定めた雇傭の場合、その期間内にあるかぎり契約条件の変更を要求する権利を当事者の双方とももたない。しかしこの原則は、期間の定めなき雇傭の拡大とともに、事実上廃棄されてゆかざるをえない。

Ⅵ む す び

労働市場の発展、自由な賃労働の形成史の観点から顧りみた1861年法および1886年法の内容と意義はかくのごとくであった。今一度概観を与えてむすびとしよう。

さしあたり、前借金ないし手付金を与えてこれを労働をもって弁済させるオトラポートカに視点を合わせてみると、1838年にシベリヤの金坑に適用された法令では、手付金の額を1年分の給与を上まわらない範囲に制限していた。1861年の法律は、債務を労働で弁済させる関係を認めてはいたが、手付金の額を契約期間に支払うべき給与の半額を上まわらない範囲に制限し、さらに1886年の法律は、雇主への債務をもって雇傭を強制することを禁じた。1835年の法律がすでに、自由雇傭を規制するさいに、一般に雇主が契約

期間を超えて労働者を緊縛することを制限していた。さらにさかのぼれば、農民をマニユファクチュアに積極的に登録するのをやめたときから、自由雇傭労働の前進的發展がはじまっており、1861年法も1886年法も、その大きな流れの一断面を示すものであろう。雇主が労働者を債務奴隷的に緊縛する可能性の廃除は、賃金を定期払い現金払いにすることによって、労働者に自からの労働力再生産における主体としての地位を確立させることとならんで、自由な賃労働確立のための、したがって労働力の価値範疇確立のための要件と考えられるからである。1861年法と1886年法は、自由雇傭労働の自由な賃労働への発展の途上における段階を示している。

自由雇傭労働は、もともと農奴制の割れ目に咲いた花にすぎなかった。量的に少なく、質的には周囲をとりまく農奴制に浸透されていた。自由雇傭労働は、はじめは農民の労働力が本来の所有者の手からはなれて新たな雇傭者のところに緊縛されることがないようにと、消極的に保護されたにすぎなかった。1861年の農民改革は、マニユファクチュアに緊縛された隷属労働者を解放し、「自由意志による」契約関係を拡大した⁽³⁰⁾。国策として展開された鉄道建設工事も、自由雇傭労働の領域をひろげた。しかしいまだ農民は圧倒的に農奴の状態にあり、それは自由雇傭労働の分野にも債務奴隷制的性格の浸透という形で反映した。とはいえ、農民身分のものの自由雇傭労働を利用しつつ、資本＝賃労働関係も拡大、深化していった。1886年工場法は自由な賃労働の確認であり、1886年農村労働法は、一時的義務負担農民の消滅を背景としつつ、地主＝農民の関係にも自由雇傭労働の原則を拡大していったものであった。自由雇傭労働を真に自由な賃労働に最終的に転化するための障害は専制権力を別にすれば、オープンチナその他わずかなものとなり、労働力の価格範疇を基礎として、日南田静馬氏のいわゆる「雇役制労働報酬体系」も成立可能となる。和田春樹氏のいわゆる大改革の結果としての近代ロシア社会の成立は、労働市場の発展史の側面にも適合的である。

もちろん、この時期すなわち1880年代のなかばをもって自由な賃労働がロシアにおいて最終的に確立したとはいいい切れない。1890年代にいたってさ

え、たとえばシベリヤ横断鉄道建設工事における契約労働者のごときものもあった⁽³¹⁾ のであって、これはロシア資本主義社会の多様性として追求されなくてはならない。

註

- (1) 拙稿, 「資本主義ロシアにおける労働市場」, 「北大経済学研究」第14巻第3号参照。
- (2) 同前, 105—107頁。
- (3) 飯田貫一, 「ロシア経済史」, 275頁, 352頁。
- (4) 同前, 256—257頁。
- (5) 拙稿, 前掲論文, 107頁。
- (6) Рабочее Движение в России в XIX веке под ред. Панкратовой Том I, Часть II, (以下 Р. Д. Р. と略) стр. 607.
- (7) В. Ф. Борзунов. Пролетариат Сибири и Дальнего востока накануне первой русской революции. Москва, 1965, стр. 43—58.
- (8) 増田富寿, 「ロシアにおける鉄道建設と外国資本」, 政治経済学雑誌 №. 157. 参照。
- (9) Р. Д. Р. стр. 397.
- (10) 増田富寿, 前掲論文参照。
- (11) РДР, стр. 327—329.
- (12) Там же, стр. 334—335.
- (13) Там же, стр. 335—339.
- (14) Там же, стр. 389—390.
- (15) Там же, стр. 391—402.
- (16) Там же, стр. 406—407.
- (17) Там же, стр. 408—414.
- (18) Там же, стр. 417—421.
- (19) Там же, стр. 555—559.
- (20) Там же, стр. 559—563.
- (21) Там же, стр. 563—566.
- (22) Там же, стр. 566—568.
- (23) Там же, стр. 602—626.
- (24) Г. И. Ионова. Рабочее Движение в России в период революционной ситуации 1859—1861 гг. Из истории рабочего рабочего класса и революционного движения, Масква, 1958.
- (25) Б. Ф. Борзунов. Указ. соч., стр. 78—79.

- (26) Там же, стр. 84.
- (27) Там же, стр. 48—53.
- (28) Крестьянское Движение в России в 1881—1889 гг. , Москва, 1960, стр. 14.
- (29) А. Ф. Бовчик, Политика царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период, Львов, 1964, стр. 164—166. Von Laue, Factory Inspection under the “Witte System”. 349—350 pp.
- (30) 拙稿, 前掲論文参照。
- (31) 拙稿, 「シベリヤ鉄道建設時の労働事情」, 北海学園大学開発研究所資料 第33号, 昭和42年1月。